

第 7 期宮崎県障がい福祉計画（第 3 期宮崎県障がい児福祉計画）の策定について

令和 5 年 10 月 23 日
宮崎県障がい福祉課

1 策定の理由

「宮崎県障がい福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 8 9 条の規定に基づき定めているものであり、第 6 期計画の計画期間（令和 3 年度～令和 5 年度）が満了することから、令和 6 年度からの新たな第 7 期計画を策定する。

また、平成 2 8 年度に公布された「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、児童福祉法に障害児福祉計画の策定が義務づけられたことを踏まえて、「第 7 期宮崎県障がい福祉計画」及び「第 3 期宮崎県障がい児福祉計画」を一体のものとして策定する。

2 計画の概要

(1) 期 間

令和 6 年度～令和 8 年度（3 年間）

(2) 趣 旨

本計画は、国の「障害福祉サービス等の提供体制の整備並びに各種事業の円滑な実施を確保するための基本指針」（以下「国の基本指針」という。）を踏まえ、障がいのある人々が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要なサービスが地域において計画的に提供されることを目的として策定するものである。

(3) 主な内容

国の基本指針及び市町村における障害福祉サービスの必要見込み量等を踏まえて、本県における障害福祉サービス等の提供体制の整備に係る数値目標やその確保のための方策等について定める。

第7期宮崎県障がい福祉計画（第3期宮崎県障がい児福祉計画）の概要

国の基本指針（令和5年5月厚生労働省告示）

＜障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標＞

1 施設入所者の地域生活への移行

- 地域移行者数：R4年度末施設入所者の6%以上
- 施設入所者数：R4年度末の5%以上削減

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 **325.3** 日以上（H30年時点の上位10%の都道府県の水準）
- 退院率：3ヵ月後 **68.9%** 以上、6ヵ月後 **84.5%** 以上、1年後 **91%** 以上（H30年時点の上位10%の都道府県の水準）

3 地域生活支援の充実

- 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

4 福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行者数：R3年度の1.28倍
そのうち、就労移行：1.31倍、就労A型：1.29倍、就労B型：1.28倍
- 就労定着支援事業利用者：R3年度実績の1.41倍（新）
- 一般就労者数が50%以上の就労移行事業所数：5割以上（新）
- 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所：2割5分（新）

5 障害児支援の提供体制の整備等

- 地域の中核的機能を持った児童発達支援センターの機能強化
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築（新）
- 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- 医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置
- 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置（新）

6 相談支援体制の充実・強化等

- 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保
- 基幹相談支援センター及び自立支援協議会を全市町村に設置（新）

7 障害福祉サービス等の質の向上

- 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築
- 相談支援従事者研修及びサービス管理責任者研修の修了者数の見込みを設定（新）

第7期宮崎県障がい福祉計画（第3期宮崎県障がい児福祉計画）

＜基本的考え方＞

- 国の基本指針等を踏まえ、本県における障害福祉サービス等の提供体制の確保を計画的に図ることを目的として策定
- 宮崎県障がい者計画の実施計画としての位置付け
- 計画期間：R6～R8年度

障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

上記1～7の項目

障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み（県全体・圏域単位）

第7期宮崎県障がい福祉計画等（素案）の構成

1 宮崎県障がい福祉計画（宮崎県障がい児福祉計画）の基本理念等

2 令和8年度の数値目標の設定

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質の向上

3 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障害児支援の必要見込量並びにその確保のための方策

4 指定障害福祉サービス等の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置

- (1) サービス提供に係る人材の研修
- (2) 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価
- (3) 障がい者等に対する虐待の防止

5 障がい者の安全・安心の確保及び生活の質の向上に資するための取組

- (1) 障がい者等に対する虐待の防止（再掲）
- (2) 意思決定支援の促進
- (3) 障がい者等の文化芸術活動支援による社会参加等の促進
- (4) 障がいを理由とする差別の解消の促進
- (5) 施設等における防犯・防災対策の強化・充実
- (6) 共生型サービスへの積極的な対応促進
- (7) 障害福祉サービス等の情報公表制度の活用

6 県地域生活支援事業の実施に関する事項

- (1) 専門性の高い相談支援事業
- (2) 専門性の高い意志疎通支援を行う者の養成研修事業
- (3) 専門性の高い意志疎通支援を行う者の派遣事業
- (4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整業務
- (5) 広域的な支援事業

7 県障がい福祉計画の達成状況の点検及び評価

3 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行（継続）

【地域移行に関する目標】

① 国の基本指針

市町村及び県は、国の基本指針に即して、令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本として、目標値を設定することになっている。

第6期計画	第7期計画等
令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行	令和4年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行

② 第6期計画の進捗状況

(1) 主な取り組み

障がい者が地域社会の中で自立した生活を送れるようにするために、居住の場としてのグループホームの拡充とともに、在宅サービスや相談支援体制の整備を図ってきた。

(2) 数値目標の達成状況

令和3年度及び令和4年度の実績は、障害者支援施設を通じて集計したところ、37人である（第6期計画で掲げた目標値98人の37.7%）。

項目	R元年度末時点の施設入所者数	目標値 (R5年度末)	実績値 (R3年度及びR4年度)	進捗率
地域移行者数	1,634人	98人	37人	37.7%

(参考) 施設入所者の地域移行者数の推移 (人)

項目	H25.3.31	H26.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H29.3.31
地域移行者数	27	31	20	14	23
累計移行者数	519	550	570	584	607

項目	H30.3.31	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31
地域移行者数	17	16	11	21	14
累計移行者数	624	640	651	672	686

※【厚生労働省】施設入所者の地域生活への移行状況調査結果より

③ 第7期計画等における考え方（案）

施設入所者の地域移行者数は、年間約10名から30名の間で推移している。県が実施した「施設入所支援の利用実態・ニーズ等調査（令和5年7月実施）」の結果では、障害支援区分5～6の重度利用者が全体の79.4%であり、60歳以上の高齢利用者は、全体の39.5%であることから、施設入所者の重度・高齢化が進み、地域移行の難しさは増していくと推察される。

その一方で、県が実施した「共同生活援助の利用実態・ニーズ調査（令和5年7月実施）」の結果では、令和4年度末時点で共同生活援助事業所に入居を希望している障がい者の76.7%（28人）は在宅者であり、施設入所支援から共同生活援助への地域移行予定者は13.5%（5人）に止まっている。

県としては、こうした状況を踏まえながら、国が示した6%以上の地域生活への移行を基本として、市町村における見込量、各種体制の整備状況、関係事業者等の意向等の本県の実情を勘案して具体的な目標値を設定する。

（参考）国の基本指針に即して目標を設定した場合

$$1,602 \text{ 人 (R4年度末時点の施設入所者数)} \times 6\% \doteq \underline{96 \text{ 人}}$$

④ 第7期計画等（素案）

項目	R4年度末時点 の施設入所者数	目標値 (R8年度)	移行率 (R8年度)
地域移行者数	1,602人	96人	6.0%

【施設入所者数の削減に関する目標】

① 国の基本指針

市町村及び県は、国の基本指針に即して、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本として、目標値を設定することになっている。

第6期計画	第7期計画等
令和元年度末時点の施設入所者の <u>1.6%以上</u> を削減	<u>令和4年度末時点</u> の施設入所者の <u>5%以上</u> を削減

② 第6期計画の進捗状況

令和4年度末の実績は、障害者支援施設を通じて集計したところ、32人削減であり、進捗率は約123%となっている。

項目	R元年度末時点 の施設入所者数	目標値 (R5年度)	実績値 (R4年度末)	進捗率
施設入所者数	1,634人	▲26人	▲32人	123%

(参考) 施設入所者数の推移 (人)

項目	H25.3.31	H26.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H29.3.31
施設入所者数	1,678	1,658	1,656	1,654	1,652

項目	H30.3.31	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31
施設入所者数	1,650	1,659	1,634	1,627	1,643

※【厚生労働省】施設入所者の地域生活への移行状況調査結果より

③ 第7期計画等における考え方(案)

施設入所者数については、長期的には減少傾向にあるが、利用者の重度・高齢化に対応できる体制を維持するため、国が示した5%以上削減を基本として、市町村における見込量や関係事業者等の意向など本県の実情を勘案して具体的な目標値を設定する。

(参考) 国の基本指針に即して目標を設定した場合

$$1,602 \text{ 人 (R4年度末時点の施設入所者数)} \times 5\% \div \underline{80 \text{ 人}}$$

④ 第7期計画等(素案)

項目	R4年度末時点 の施設入所者数	目標値 (R8年度)	削減率 (R8年度)
地域移行者数	1,602人	▲80人	5%

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 (継続)

① 国の基本指針

県は、国の基本指針に即して、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）、精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、6か月時点、1年時点）に関する目標値を次に掲げるとおり設定することになっている。

第6期計画	第7期計画等
<ul style="list-style-type: none"> 精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上 入院後3か月時点の退院率69%以上 入院後6か月時点の退院率を86%以上 入院後1年時点の退院率を92%以上 入院期間1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を国の掲げる推計式により設定	<ul style="list-style-type: none"> 精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上 入院後3か月時点の退院率を68.9%以上 入院後6か月時点の退院率を84.5%以上 入院後1年時点の退院率を91.0%以上 入院期間1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を国の掲げる推計式により設定

② 第6期計画における目標の実績値

第6期計画における目標の実績値は、以下のとおりとなっている。

項目	目標値 (R5年度末)	実績値 (元年度末)
入院後3か月時点の退院率	69%以上	57.1%
入院後6か月時点の退院率	86%以上	74.3%
入院後1年時点の退院率	92%以上	82.8%

③ 第7期計画等における考え方(案)

国の基本指針に示してある目標値を基本として、関係機関の意向など本県の実情を勘案して、具体的な目標値を設定する。

④ 第7期計画等（素案）

項目	基準値 (R元年度)	目標値 (R8年度)
精神病床から退院後1年以内の 地域における生活日数の平均	320.1日	325.3日
入院後3か月時点の退院率	57.1%	68.9%
入院後6か月時点の退院率	74.3%	84.5%
入院後1年時点の退院率	82.8%	91.0%
入院期間1年以上の長期入院患 者数の減少	65歳未満 799人(R4)	65歳未満 625人(R8)
	65歳以上 2,622人(R4)	65歳以上 1,664人(R8)

(3) 地域生活支援の充実（項目の見直し）

① 国の基本指針

令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【補足：国の基本指針における地域生活支援拠点等に関する記述（抜粋）】

第一 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的事項

<一の3>

・ また、**市町村は**、地域生活に対する安心感を確保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、**地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等を整備するとともに、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。**

なお、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要がある。

<二の3>

・ **一の3に掲げる体制の整備による地域生活への移行の支援及び地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な相談支援体制を構築する等により、その機能の充実を図る。**

第三 障害福祉計画の作成に関する事項

<二 市町村障害福祉計画の作成に関する事項 2の(三)>

・ **地域生活支援拠点等の整備については、地域レベルでの取組の基礎とするため、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、課題に応じて、どのような機能をどの程度備えるべきかについて、障害福祉サービスや相談支援等のニーズ、既存の障害福祉サービスや相談支援等の整備状況、基幹相談支援センターの設置状況等地域の実情に応じて、地域生活支援拠点等として在るべき姿を検討することが求められる。検討に当たっては、協議会等を十分に活用することが必要である。**

また、地域生活支援拠点等を運用していく中で明らかになった課題、例えば、現状の地域生活支援拠点等だけでは対応が困難な地域や障害種別、障害特性等については、協議会等を活用することで情報を共有し、機能を補完する方策の検討や関係者への研修の実施等を通じて、地域生活支援拠点等が整備された後も地域のニーズや課題に応えられているか、機能の水準や充足状況は十分であるかについて継続的に検証及び検討を行うことで、障害者やその家族等の生活を地域全体で支える中核としての役割を担うに相応しい体制を整備する必要がある。

当該検証及び検討に当たっては、地域生活支援拠点等に関与する全ての機関及び人材の有機的な連携を図ることを意識するとともに、都道府県障害福祉計画とも調和が保たれたものとする必要がある。

② 第6期計画における目標の実績値

第6期計画における目標の現状値は、以下のとおりとなっている。

項目	目標値 (R5年度末)	実績値 (R4年度末)
地域生活支援拠点等の整備の数	全市町村に設置	14箇所

③ 第7期計画等における考え方(案)

地域生活支援拠点等の整備については、本県においては、地域生活支援のための機能を分担して整備する方法(面的整備)を進めることとしており、各地域における地域生活支援拠点等のあり方について、引き続き各市町村等と協議しながら検討していくこととする。

④ 第7期計画等(素案)

項目	目標値 (R8年度末)
地域生活支援拠点等の設置市町村数	26市町村 (広域設置を含む)
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討の実施回数	年1回以上

(4) 福祉施設から一般就労への移行等(項目の見直し)

① 国の基本指針

市町村及び県は、国の基本指針に即して、令和8年度中に一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上にする。このうち、就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上、就労継続支援A型事業は令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上、就労継続支援B型事業は概ね1.28倍以上を目指すこととする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度の利用者数の1.41倍以上とする。また、就労定着支援の就労定着支援率が7割以上の事業所を、全体の2割5分以上とする。

第6期計画等	第7期計画等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上 ・ 就労移行支援については、現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和5年度中に令和元年度実績の1.30倍以上 ・ 就労継続支援A型及びB型については、それぞれ、令和5年度中に令和元年度実績の概ね1.26倍以上、1.23倍以上 ・ 就労定着支援の利用者数については、令和5年度における就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数のうち7割が就労定着支援を利用 ・ 就労定着支援の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上 ・ 就労移行支援については、現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和8年度中に令和3年度実績の1.31倍以上 ・ 就労継続支援A型及びB型については、それぞれ、令和8年度中に令和3年度実績の概ね1.29倍以上、1.28倍以上 ・ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上 ・ 就労定着支援の利用者数については、令和8年度中に令和3年度実績の1.41倍以上 ・ 就労定着支援の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

② 第6期計画における目標の実績値

(1) 主な取組み

障がい者の雇用に関する理解を深めるため、労働局等と連携し、事業主等を対象としたセミナー開催など、あらゆる機会をとらえて普及啓発を行った。

県内全ての障がい保健福祉圏域に設置する障害者就業・生活支援センターにおいて、公共職業安定所や障害者職業センターなどの関係機関と連携しながら、就職相談や職場定着支援を行うとともに、障がい者の態様に応じた多様な職業訓練を推進した。

(2) 数値目標の達成状況

《数値目標》

項目	目標値 (R5年度末)	現状値 (R4年度末)	進捗率
年間一般就労移行者数	272人	238人	87.5%
就労移行支援事業の年間一般就労移行者数	120人	146人	121.7%
就労継続支援A型事業の年間一般就労移行者数	72人	42人	58%
就労継続支援B型事業の年間一般就労移行者数	61人	36人	59%
就労定着支援事業の利用者数	191人	100人	52.4%
就労定着支援事業所のうち、 就労定着率が8割以上の事業所の割合	70%以上	70.6%	100.9%

③ 第7期計画における考え方（案）

県としては、国の基本指針における数値目標等を基本としながら、地域の実情に即して策定される市町村計画における需給見込量等を勘案して、圏域ごとに均衡の取れた数値目標等を設定する。

③ 第7期計画等（素案）

《数値目標》

項目	目標値 (R8年度末)
年間一般就労移行者数	258人
就労移行支援事業の年間一般就労移行者数	180人
就労継続支援A型事業の年間一般就労移行者数	90人
就労継続支援B型事業の年間一般就労移行者数	97人
就労定着支援事業の利用者数	149人
就労移行支援利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所数	全体の5割以上
就労定着率が7割以上の事業所数	全体の2割5分以上

《活動指標》

項目	数値
福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障がい者に対する職業訓練の受講者数	21人
福祉施設から公共職業安定所へ誘導した福祉施設利用者数	400人
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導した福祉施設利用者数	100人
福祉施設利用者のうち、公共職業安定所の支援を受けて一般就労する者の数	200人

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等（項目の見直し）

① 国の基本指針

国の基本指針に即して、令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも一カ所以上設置することを基本とするとともに、令和8年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

また、県において、令和8年度末までに、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。

さらに、令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。

また、県、各圏域及び各市町村において、令和8年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

第6期計画等	第7期計画等
<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所設置 令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 令和5年度末までに、難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援 	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所設置 令和8年度末までに、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築 令和8年度末までに、難聴児支援のための中核機能を果たす体制の

<p>事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所確保</p> <p>令和5年度末までに、医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置</p>	<p>確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所確保 <p>令和8年度末までに、医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに各都道府県において、障害児入所施設に入所している児童の移行調整に係る協議の場を設置
---	---

② 第6期計画期間中の状況

第6期計画における目標の現状値は、以下のとおりとなっている。

また、第6期計画（第2期障がい児福祉計画）として国の基本指針に示されている項目についての状況は、「別紙1-1」から「別紙1-4」のとおりとなっている。

項目		目標値 (R5年度末)	現状値 (R4年度末)	進捗率
児童発達支援センターの数		16箇所	14箇所	87.5%
保育所等訪問支援事業所の数		32箇所	47箇所	146.9%
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数	児童発達支援	12箇所	10箇所	83.3%
	放課後等デイサービス	14箇所	11箇所	78.6%
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	協議の場	県 1 市町村 10	県 1 市町村 21	100% 201%
	コーディネーター数	27人	県 1 (医療的ケア児支援センター) 市町村 10	—

③ 第7期計画における考え方（案）

県としては、国の基本指針における数値目標等を基本としながら、地域の実情に即して策定される市町村計画における需給見込量等を勘案して、圏域ごとに均衡の取れた数値目標等を設定する。

④ 第7期計画等（素案）

《数値目標》

項目		目標値 (R8年度末)	備考
児童発達支援センターの数		16 箇所	令和8年度末までに各圏域又は各市町村に少なくとも1箇所以上を設置
保育所等訪問支援事業所の数		57 箇所	令和8年度末までに全市町村において利用できる体制を構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数		児童発達支援事業所 12 箇所 放課後等デイサービス 13 箇所	令和8年度末までに各圏域又は各市町村に少なくとも1箇所以上を確保
医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置人数	協議の場	県 1 箇所 (医療的ケア児支援センター) 市町村 26 箇所 (圏域設置を含む)	令和8年度末までに各圏域又は各市町村において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
	コーディネーターの配置人数	県 1 箇所 (医療的ケア児支援センター) 市町村 26 箇所 (圏域設置を含む)	

(6) 相談支援体制の充実・強化等

① 国の基本指針

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。

② 第7期計画における考え方（案）

共生社会の実現に寄与することを目指して、各市町村又は各圏域において、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施が可能となるよう市町村等に対して基幹相談支援センターの相談支援専門員等で構成するアドバイザー派遣等の支援を行う。

③ 第7期計画等（素案）

《数値目標》

事 項	目標値	備 考
基幹相談支援センターを設置する市町村数	全市町村に設置	(新規)
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	36人	(新規)
地域の相談支援事業所への訪問による助言指導数	2,858件	(新規)
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	184回	(新規)
個別事例の支援内容の検証の実施回数	100回	(新規)
地域自立支援協議会を設置する市町村数	全市町村に設置	
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	86回	(新規)
協議会への参加事業者（機関）数	801箇所	(新規)
協議会の専門部会の設置数	58部会	(新規)
協議会の専門部会の開催回数	290回	(新規)

(7) 障害福祉サービス等の質の向上（項目の見直し）

① 国の基本指針

都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。

そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込みを設定する等障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

② 第7期計画における考え方（案）

県の指導監査結果を関係市町村と共有することで、適正な運営を行っている事業所の確保を図る。

障がい者を取りまく課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントによりきめ細かな支援を行うため、相談支援専門員、主任相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成研修を実施し、人材の確保・育成を図る。

③ 第7期計画等（素案）

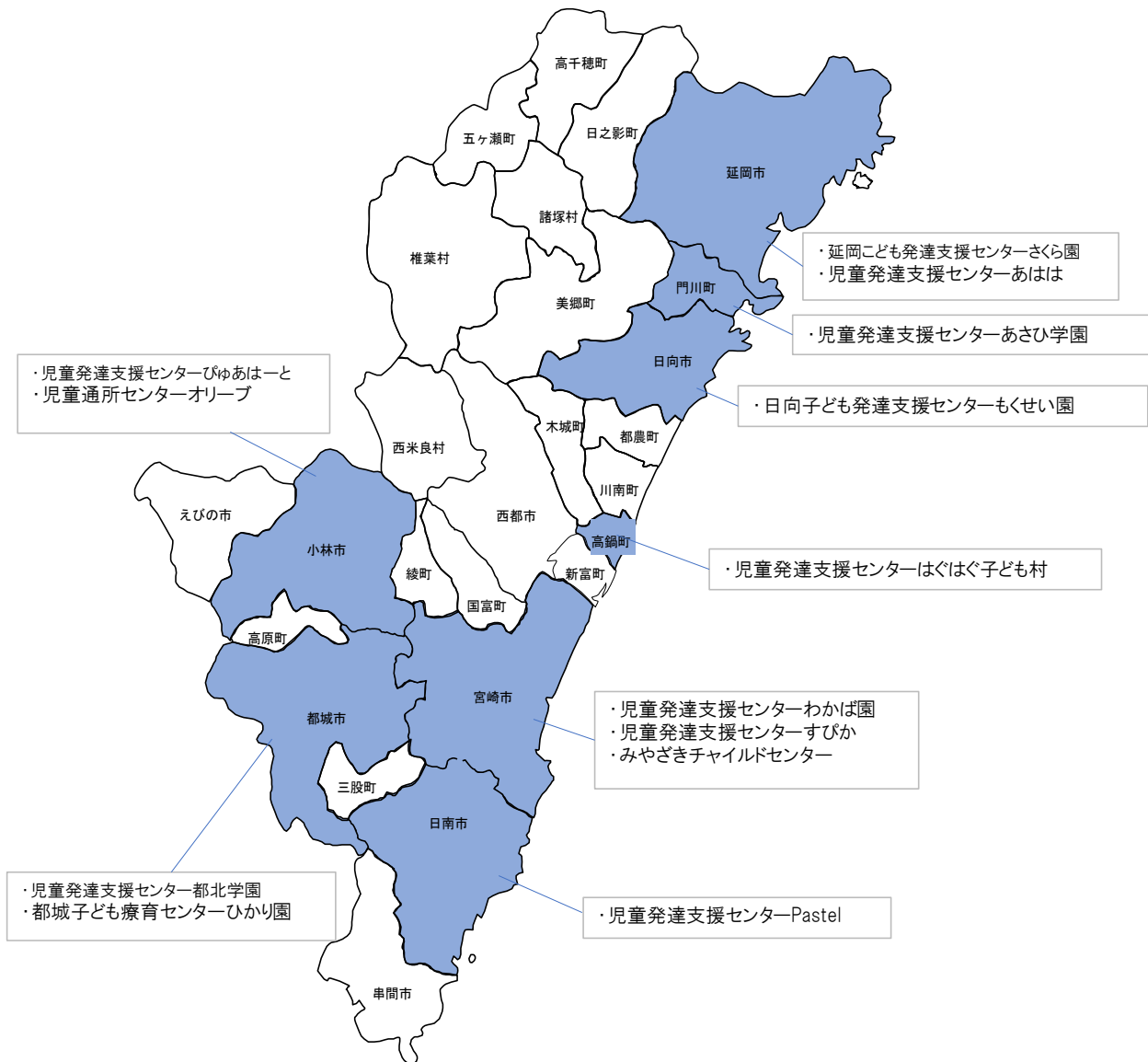
《数値目標》

事 項	目標値	備 考
指導監査結果の関係市町村との共有	全市町村と共有	

事 項		目標値	備 考
相談支援従事者研修	初任者研修修了者数	120人	(新規)
	現任研修修了者数	120人	(新規)
	主任相談支援専門員研修修了者数	10人	(新規)
サービス管理責任者研修	基礎研修修了者数	220人	(新規)
	実践研修修了者数	110人	(新規)
	更新研修修了者数	180人	(新規)
専門コース別研修	実施回数	年1回	(新規)
	修了者数	100人	(新規)

【別紙 1 - 1】

児童発達支援センターの設置状況(令和5年3月31日時点)

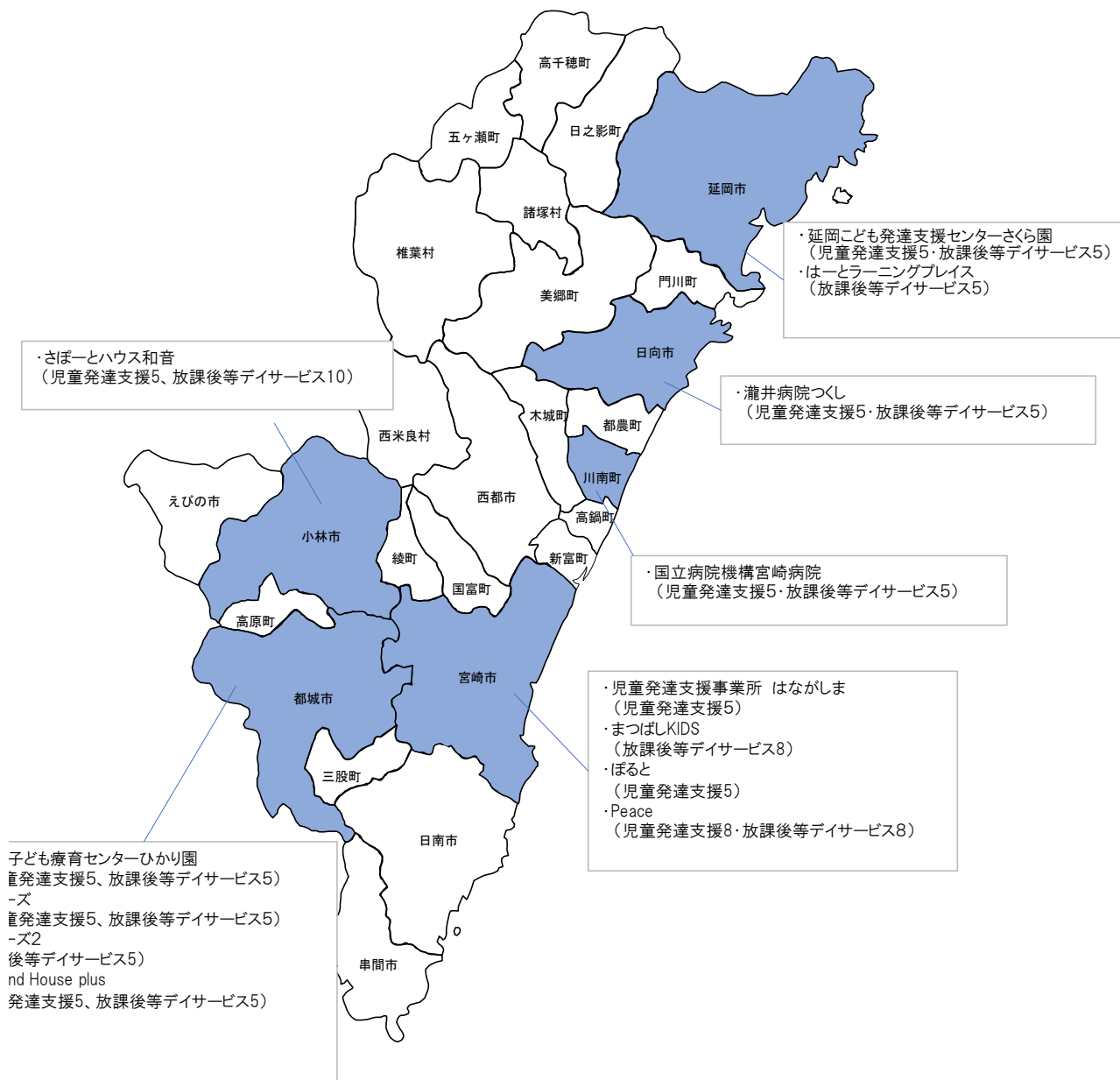


■ 障がい保健福祉圏域毎の設置数

圏域及び市町村	設置数
宮崎東諸県(宮崎市、国富町、綾町)	3
日南串間(日南市、串間市)	1
都城北諸県(都城市、三股町)	2
西諸県(小林市、えびの市、高原町)	2
西都児湯(西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町)	1
日向入郷(日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町)	2
宮崎県北部(延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町)	2
合計	13

【別紙1-2】

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の設置状況(令和5年3月31日時点)

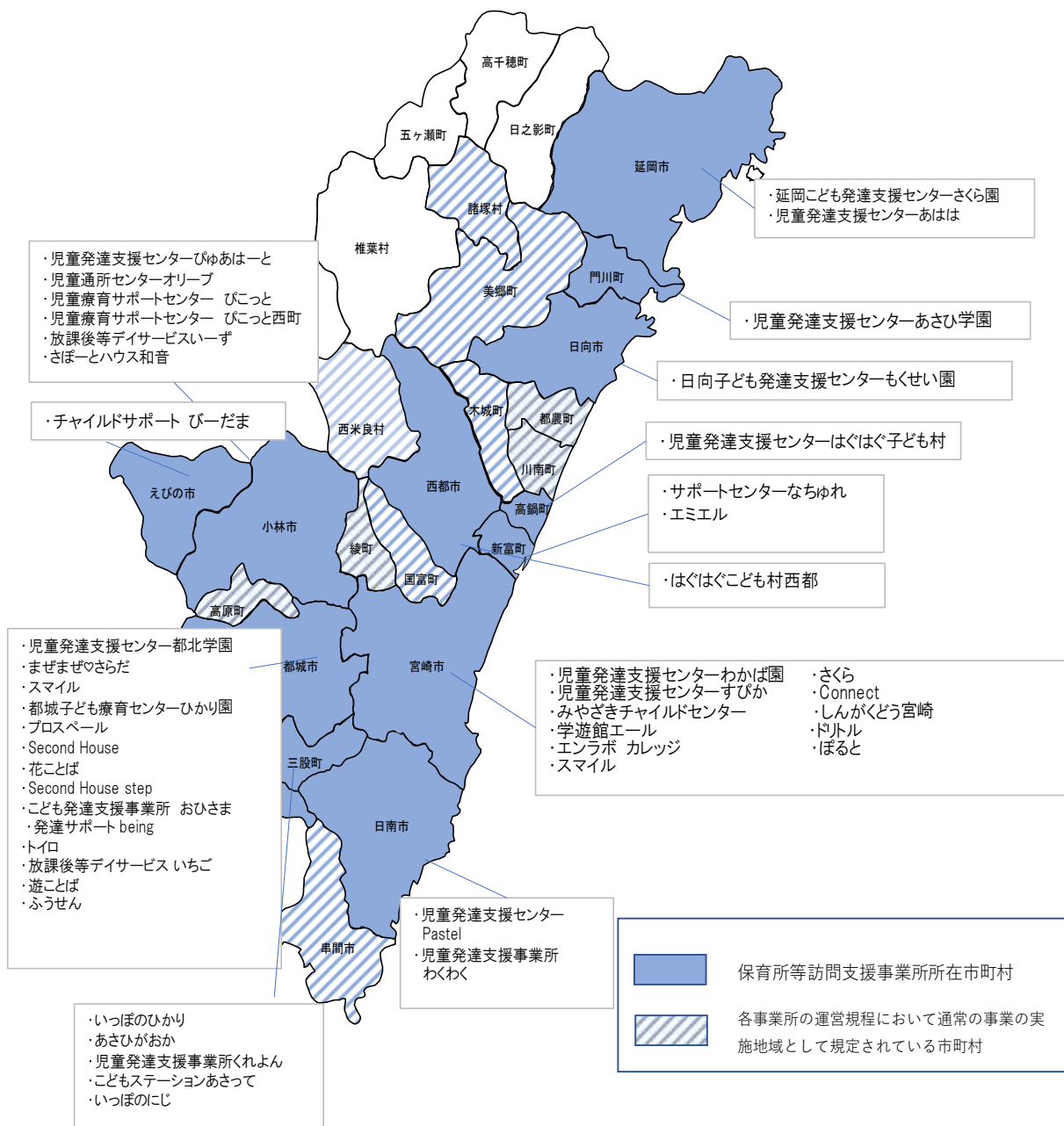


■ 障がい保健福祉圏域毎の設置数

圏域及び市町村	設置数	
	児童発達	放課後等デイ
宮崎東諸県(宮崎市、国富町、綾町)	3	2
日南串間(日南市、串間市)	0	0
都城北諸県(都城市、三股町)	3	4
西諸県(小林市、えびの市、高原町)	1	1
西都児湯(西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町)	1	1
日向入郷(日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町)	1	1
宮崎県北部(延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町)	1	2
合計	10	11

【別紙 1 - 3】

保育所等訪問支援事業所の設置状況(令和5年3月31日時点)

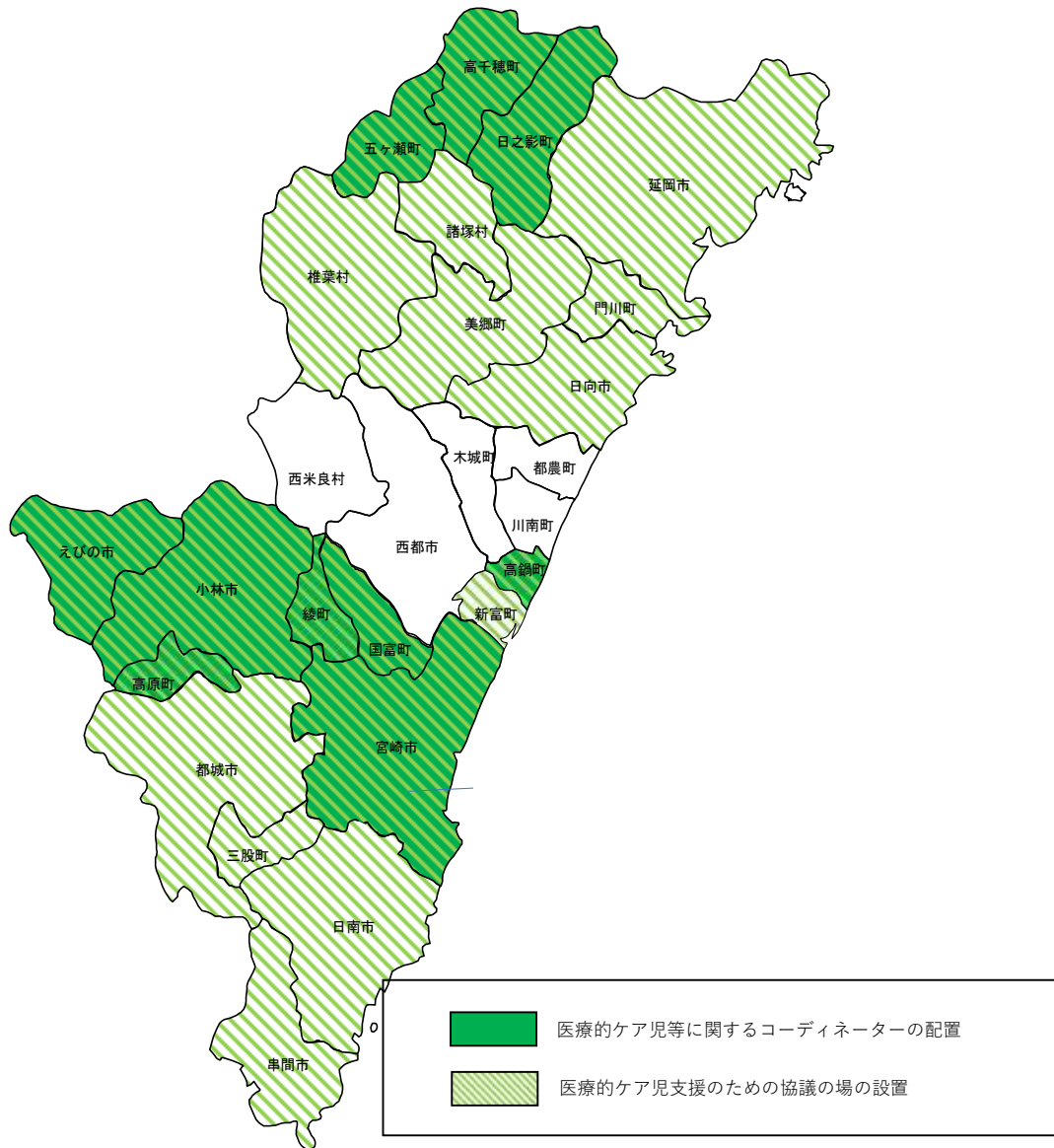


■ 障がい保健福祉圏域毎の設置数

圏域及び市町村	設置数
宮崎東諸県(宮崎市、国富町、綾町)	11
日南串間(日南市、串間市)	2
都城北諸県(都城市、三股町)	19
西諸県(小林市、えびの市、高原町)	7
西都児湯(西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町)	4
日向入郷(日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町)	2
宮崎県北部(延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町)	2
合計	47

【別紙 1 - 4】

医療的ケア児等支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数
(令和5年3月31日時点)



■ 障がい保健福祉圏域毎の設置数

圏域及び市町村	設置数	
	コーディネーター	協議の場
宮崎東諸県(宮崎市、国富町、綾町)	3	3
日南串間(日南市、串間市)	0	2
都城北諸県(都城市、三股町)	0	2
西諸県(小林市、えびの市、高原町)	3	3
西都児湯(西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町)	1	2
日向入郷(日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町)	0	5
宮崎県北部(延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町)	3	4
合計	10	21

別紙 2

第6期計画中のサービス見込量の進捗状況（県内全域）

区分 (単位)	令和3年度 (R4年3月実績)			令和4年度 (R5年3月実績)			
	実績値	目標値	進捗率	実績値	目標値	進捗率	
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間 人	56,847 2,005	59,089 2,097	96% 96%	60,343 2,131	62,005 2,211	97% 96%
生活介護	人日分 人	65,844 3,214	67,872 3,352	97.0% 95.9%	66,767 3,248	69,532 3,426	96.0% 94.8%
自立訓練（機能訓練）	人日分 人	457 29	1,215 59	37.6% 49.2%	523 34	1,276 63	41.0% 54.0%
自立訓練（生活訓練）	人日分 人	2,343 153	3,103 183	75.5% 83.6%	2,997 194	3,293 63	91.0% 307.9%
就労移行支援	人日分 人	7,894 430	7,072 403	111.6% 106.7%	7,385 412	7,619 434	96.9% 94.9%
就労継続支援（A型）	人日分 人	17,534 892	19,700 1,020	89.0% 87.5%	18,835 949	21,277 1,096	88.5% 86.6%
就労継続支援（B型）	人日分 人	53,605 2,906	54,107 3,025	99.1% 96.1%	57,026 3,029	56,867 3,177	100.3% 95.3%
就労定着支援	人	106	156	67.9%	100	185	54.1%
療養介護	人	304	314	96.8%	298	318	93.7%
短期入所（福祉型・医療型）	人日分 人	2,984 431	4,529 694	65.9% 62.1%	3,981 591	4,916 754	81.0% 78.4%
自立生活援助	人	25	56	44.6%	32	69	46.4%
共同生活援助	人	1,438	1,388	103.6%	1,569	1,463	107.2%
施設入所支援	人	1,679	1,732	96.9%	1,627	1,719	94.6%
計画相談支援	人	2,879	3,004	95.8%	3,090	3,236	95.5%
地域移行支援	人	3	33	9.1%	6	43	14.0%
地域定着支援	人	62	72	86.1%	71	90	78.9%
児童発達支援	人日分 人	12,887 1,147	12,045 1,006	107.0% 114.0%	14,137 1,258	12,974 1,089	109.0% 115.5%
医療型児童発達支援	人日分 人	0 0	116 10	0.0% 0.0%	0 0	131 11	0.0% 0.0%
放課後等デイサービス	人日分 人	38,009 2,547	35,062 2,433	108.4% 104.7%	43,548 2,880	36,882 2,555	118.1% 112.7%
保育所等訪問支援	人日分 人	384 200	446 208	86.1% 96.2%	577 275	531 248	108.7% 110.9%
居宅訪問型児童発達支援	人日分 人	0 0	61 14	0.0% 0.0%	0 0	75 19	0.0% 0.0%
福祉型児童入所支援	人	108	113	95.6%	108	113	95.6%
医療型児童入所支援	人	42	44	95.5%	42	44	95.5%
障害児相談支援	人	1,141	1,013	112.6%	1,328	1,137	116.8%
医療的ケア児に対する関連 分野の支援を調整するコー ディネーターの配置人数	人	34	11	309.1%	34	13	261.5%
※ 人日 = (月間の利用人員数) × (1人1月当たりの平均利用日数)							
※ 国保連データより抽出							

【別紙 3-1】

第 7 期計画等（素案）のサービス見込量（県内全域）

○訪問系サービス

区分	令和 6 年度 (2027 年 3 月末)	令和 7 年度 (2026 年 3 月末)	令和 8 年度 (2027 年 3 月末)
居宅介護	42,397 人日分 1,884 人	44,442 人日分 1,977 人	46,789 人日分 2,077 人
重度訪問介護	19,226 人日分 76 人	21,621 人日分 86 人	24,741 人日分 100 人
同行援護	12,849 人日分 440 人	13,350 人日分 458 人	13,855 人日分 475 人
行動援護	796 人日分 27 人	847 人日分 31 人	920 人日分 37 人
重度障害者等包括支援	1,088 人日分 5 人	1,100 人日分 5 人	1,552 人日分 7 人

○日中活動系サービス

区分	令和 6 年度 (2025 年 3 月末)	令和 7 年度 (2026 年 3 月末)	令和 8 年度 (2027 年 3 月末)
生活介護	69,186 人日分 3,457 人	70,550 人日分 3,519 人	71,968 人日分 3,584 人
自立訓練（機能訓練）	859 人日分 52 人	993 人日分 59 人	1,105 人日分 65 人
就労選択支援	556 人	589 人	621 人
自立訓練（生活訓練）	3,415 人日分 225 人	3,749 人日分 239 人	4,012 人日分 253 人
就労移行支援	9,276 人日分 492 人	10,040 人日分 530 人	11,021 人日分 580 人
就労継続支援（A型）	22,103 人日分 1,068 人	23,606 人日分 1,134 人	25,086 人日分 1,200 人
就労継続支援（B型）	69,456 人日分 3,297 人	72,807 人日分 3,454 人	76,140 人日分 3,611 人
就労定着支援	138 人	160 人	180 人
療養介護	305 人	309 人	314 人
短期入所（福祉型）	5,053 人日分 719 人	5,372 人日分 750 人	5,656 人日分 776 人
短期入所（医療型）	691 人日分 115 人	737 人日分 122 人	785 人日分 130 人

○居住系サービス

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
自立生活援助	55人	66人	78人
共同生活援助	1,618人	1,735人	1,861人
施設入所支援	1,640人	1,622人	1,605人
地域生活支援拠点等 (設置箇所数と検証・検討の実施回数)	24箇所 27回	27箇所 28回	32箇所 32回

○相談支援

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
計画相談支援	3,825人	4,073人	4,336人
地域移行支援	34人	41人	50人
地域定着支援	96人	107人	119人

○障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援等

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
児童発達支援	18,809人日分 1,449人	20,742人日分 1,597人	22,853人日分 1,802人
放課後等デイサービス	62,102人日分 3,281人	65,600人日分 3,456人	69,020人日分 3,625人
保育所等訪問支援	1,527人日分 475人	1,773人日分 527人	2,038人日分 584人
居宅訪問型児童発達支援	149人日分 10人	156人日分 12人	164人日分 14人
福祉型児童入所支援	108人	108人	108人
医療型児童入所支援	41人	41人	41人
障害児相談支援	2,196人	2,376人	2,572人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置市町村数	21箇所	22箇所	26箇所

※ 人日分＝（月間の利用人員数）×（1人1月当たりの平均利用日数）

※ 上記の数値は1月当たりの必要見込量

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分		令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
精神障がい者の地域移行支援		28人	34人	40人
精神障がい者の地域定着支援		65人	78人	95人
精神障がい者の共同生活援助		558人	621人	688人
精神障がい者の自立生活援助		62人	71人	88人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)		148人	177人	215人
精神病床からの退院後の 行き先別の退院患者	在宅	186人	186人	186人
	障害福祉施設	11人	11人	11人

※ 上記の数値は1月当たりの必要見込量

第7期宮崎県障がい福祉計画(第3期宮崎県障がい児福祉計画)の概要

1. 計画の基本理念等

【趣旨・目的】

- 第6期計画の計画期間(令和6年度～令和8年度)が満了することに伴い、国の基本指針に即して第7期計画を策定
- 児童福祉法等の一部改正により、第5期計画から障がい福祉計画と一体のものとして、宮崎県障がい児計画を策定
- 計画期間: 令和6年度から令和8年度まで

【基本理念・目標】

「障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、地域でともに生きる社会づくり」

2. 令和8年度の数値目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

○ 施設等から地域生活への移行の推進等

事項	基準値 (R4年度末)		目標値 (R8年度末)	
	入所者数	入所者数	削減見込者数	地域移行者数
地域移行等	1,602人	1,522人	80人	96人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

○ 早期退院率・長期入院患者数

事項	基準値 (R1年度)	目標値 (R8年度)
精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均	320.1日 (R1.3)	325.3日
入院後3か月時点の退院率	57.1%	68.9%
入院後6か月時点の退院率	74.3%	84.5%
入院後1年時点の退院率	82.8%	91.0%
入院期間1年以上の長期入院患者の減少	65歳未満	65歳未満
	799人	625人
	65歳以上	65歳以上
	2,622人	1,664人

(3) 福祉施設からの一般就労への移行等

○ 就労移行支援・就労定着支援

事項	基準値 (R3年度末)	目標値 (R8年度末)
年間一般就労移行者数	202人	258人
就労移行支援事業の年間一般就労移行者数	138人	180人
就労継続支援A型事業の年間一般就労移行者数	70人	90人
就労継続支援B型事業の年間一般就労移行者数	76人	97人
就労定着支援事業の利用者数	106人	149人
就労移行支援利用終了後の一般就労への移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所数	(新設)	全事業所の5割以上
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数	(新設)	全事業所の2割5分以上

(4) 地域生活支援の充実

○ 拠点整備数等

事項	目標値 (R8年度末)
拠点設置市町村数	全市町村設置
機能充実に向けた検証・検討回数	年1回以上

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

○ 児童発達支援センター・医療的ケア児等

事項	基準値 (R4年度末)	目標値 (R8年度末)	備考
児童発達支援センターの数	14箇所	16箇所	各圏域又は市町村に少なくとも1箇所以上整備
保育所等訪問支援事業所数	47箇所	57箇所	全市町村で利用できる体制を構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	児童発達支援 10箇所	児童発達支援 12箇所	各圏域又は市町村に少なくとも1箇所以上確保
	放デイ 11箇所	放デイ 13箇所	
医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置数	協議の場 市町村 21箇所 (圏域設置含む)	協議の場 市町村 26箇所 (圏域設置含む)	県、各圏域及び各市町村で、医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置
	コーディネーター数 市町村 10箇所 (圏域設置含む)	コーディネーター数 市町村 26箇所 (圏域設置含む)	

(6) 相談支援体制の充実・強化等

○ 総合的・専門的な相談支援体制

事項	目標値 (R8年度末)
基幹相談支援センターを設置する市町村数	全市町村に設置

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

○ 監査結果の共有

事項	目標値 (R8年度末)
指導監査結果の関係市町村との共有	全市町村と共有

○ 人材の確保・育成

事項	目標値 (R8年度末)
相談支援初任者研修修了者数	120人
サービス管理責任者基礎研修修了者数	220人

3. 指定障害福祉サービス等の必要見込量等

(1) 訪問系サービス

区分	R6	R7	R8
居宅介護	1,884人	1,977人	2,077人
重度訪問介護	76人	86人	100人
同行援護	440人	458人	475人
行動援護	27人	31人	37人

(2) 通所系サービス

区分	R6	R7	R8
生活介護	3,457人	3,519人	3,584人
就労選択支援	556人	589人	621人
就労移行支援	492人	530人	580人
就労継続支援(A型)	1,068人	1,134人	1,200人
就労継続支援(B型)	3,297人	3,454人	3,611人
就労定着支援	138人	160人	188人
短期入所	827人	872人	906人

(3) 相談支援

区分	R6	R7	R8
計画相談支援	3,825人	4,073人	4,336人

(4) 居住系サービス

区分	R6	R7	R8
自立生活援助	55人	66人	78人
共同生活援助	1,618人	1,735人	1,861人
施設入所支援	1,640人	1,622人	1,605人

(5) 障害児通所支援・障害児入所支援等

区分	R6	R7	R8
児童発達支援	1,449人	1,597人	1,802人
放課後等デイサービス	3,281人	3,456人	3,625人
居宅訪問型児童発達支援	10人	12人	14人
福祉型児童入所支援	108人	108人	108人
医療型児童入所支援	41人	41人	41人
障害児相談支援	2,196人	2,376人	2,572人

※ 上記見込量は、各市町村の数値の積み上げ値。

4. 従事者の確保及び資質の向上

(1) サービス提供に係る人材の研修

- ・ 相談支援従事者研修の実施
- ・ サービス管理責任者研修の実施
- ・ 強度行動障がい支援者養成研修の実施

(2) 指定事業者に対する第三者の評価等

- ・ 利用者の視点で評価を行う福祉サービス第三者評価事業を促進

(3) 障がい者等に対する虐待の防止

- ・ 障害者虐待防止法に基づき、市町村、労働局等の関係機関との連携
- ・ 県障がい者権利擁護センターを拠点とした専門的な相談の提供、事業者等に対する研修の実施

5. 安全・安心の確保及び生活の質の向上

(1) 障がい者等に対する虐待の防止(再掲)

- ・ 指定事業者に対する虐待防止・権利擁護研修の受講の徹底及び虐待防止委員会の設置促進

(2) 意思決定支援の促進

- ・ サービス管理責任者等の研修を通じて、意思決定ガイドラインを活用した研修を実施

- (3) 障がい者等の文化芸術活動による社会参加等の促進
 - ・ 障がい者の文化芸術活動を支援するセンター等により、障がい者や指導者・支援団体等の活動をサポート

(4) 障がいを理由とする差別の解消の促進

- ・ 障がい者への理解を深めるための広報、啓発活動

(5) 施設等における防犯・防災対策の強化・充実

- ・ 障がい者の声を反映させた「障がい者・高齢者のための防災マニュアル(改訂版)」の普及・啓発

(6) 共生型サービスへの積極的な対応促進

- ・ 65歳以上の高齢障がい者が使い慣れたサービスを継続して利用できるよう、事業者の共生型サービスへの積極的な対応を促進

(7) 障害福祉サービス等の情報公表制度の活用

- ・ 個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるよう、指定事業者の運営情報等を公表し、制度を普及・啓発

6. 県地域生活支援事業の実施に関する事項

(1) 専門性の高い相談支援事業

- ① 発達障害者支援センター運営事業
 - ・ 実利用見込者数 1,000人(R8年度)
- ② 障害者就業・生活支援センター事業
 - ・ 支援登録者数 4,600人(R8年度)
- ③ 高次脳機能障がい等に対する支援普及事業
 - ・ 相談件数 360件(R8年度)
- ④ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業
 - ・ 実養成講習修了見込者数 30人(R8年度)

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

- ① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
 - ・ 修了見込者数 135人(R8年度)
- ② 点訳・朗読奉仕員養成事業
 - ・ 修了見込者数 33人(R8年度)
- ③ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
 - ・ 講習修了見込者数 13人(R8年度)
- ④ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業
 - ・ 講習修了見込者数 12人(R8年度)

(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

- ① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
 - ・ 実利用見込件数 10件(R8年度)
- ② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
 - ・ 実利用見込件数 74件(R8年度)

(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整

(5) 広域的な支援事業

- ① 県自立支援協議会
 - ・ 開催見込回数 6回(R8年度)
- ② 都道府県相談支援体制整備事業
 - ・ アドバイザーの派遣回数 14回(R8年度)
- ③ 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業
 - ・ 協議会の開催見込数 65回(R8年度)
 - ・ 目標設定及び評価の実施回数 26回(R8年度)

7. 県障がい福祉計画の達成状況の点検及び評価

(1) 「中間評価」の実施(目標等の把握・分析・評価)

- (2) 「宮崎県障害者施策推進協議会」への中間評価等の報告(意見聴取による効果的な施策等の推進)